

国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程の一部改正

現行		改正		改正理由
別表第2(第6条第2項第2号関係)		別表第2(第6条第2項第2号関係)		「ディープテック産業開発機構」及び「西東京三大学共同サステイナビリティ国際社会実装研究センター」の設置に伴う改正
略称	部局等	略称	部局等	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(新設)	(新設)	<u>ディ</u>	<u>ディープテック産業開発機構</u>	
(新設)	(新設)	<u>三</u>	<u>西東京三大学共同サステイナビリティ国際社会実装研究センター</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	

附 則 (令和4年4月26日規程第30号)

この規程は、令和4年4月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。